

(敬略称)

区分	役職等	氏名	摘要
要綱第3条 1号委員	足利工業大学教授	増山 正明	委員長
	元栃木県県土整備部長	熊倉 雄一	
	栃木県県土整備部 都市計画課長	西川 能文 (平成28年度) 内田 浩二 (平成29年度)	
	栃木県県土整備部参事 兼栃木土木事務所長	森戸 英雄 (平成28年度) 黒岩 伸年 (平成29年度)	
要綱第3条 2号委員	野木町区長会会長	長島 正義	副委員長
	野木町農業委員会会長	富岡 光一 (~平成29年7月19日) 黒須 市郎 (平成29年7月20日~)	
	野木町工場協会会長	名村 生人 (平成28年度) 笠原 靖 (平成29年度)	
	野木町商工会会長	古谷 博	
要綱第3条 3号委員	公募委員	諏訪 洋子	
	公募委員	館野 アサ子	

資－２ 野木町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成２２年５月３１日
告示第１４２号

改正 平成２２年６月８日告示第１４３号

野木町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定め、平成２２年６月１日から適用する。

(設置)

第１条 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、野木町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第２条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、都市計画マスタープランについて調査検討及び審議を行い、答申する。

(組織)

第３条 策定委員会の委員は、１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第４条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

２ 職名をもって委嘱された者で、任期内にその職を退かれた者は、退かれたとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第５条 策定委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、策定委員会の委員が互選する。

２ 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第7条 委員長は、策定委員会に諮問された事項の細部に関し調査及び検討を行わせるため、検討委員会を設ける。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長の承認を得て委員長が定める。

前文(抄)(平成22年6月8日告示第143号)

平成22年6月9日から適用する。

資－3 野木町都市計画マスタープラン検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 野木町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(平成22年野木町告示第142号。以下「要綱」という。)第7条の規定による野木町都市計画マスタープラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、要綱第2条に規定する事項について、調査及び検討し、意見を付して、野木町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として第2条の任務が終了したとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長には産業建設部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会の委員長及び主管課職員は、会議に出席することができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項に必要な資料の収集その他の作業を行わせるため、検討委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、各委員が推薦する者(以下「部会員」という。)をもって組織し、委員長が任命する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の部会員が互選する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、同条中「検討委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表（第3条関係）

副町長

教育長

産業建設部長

総合政策部長

町民生活部長

教育次長

会計管理者

総務課長

政策課長

未来開発課長

税務課長

住民課長

健康福祉課長

生活環境課長

産業課長

都市整備課長

上下水道課長

議会事務局長

こども教育課長

生涯学習課長

資－４ 野木町都市計画マスタープラン策定経過

年 月 日	内 容
平成28年 9 月 9 日	第 1 回策定委員会
平成28年 9 月29日	第 1 回検討委員会
平成28年10月27日	第 2 回策定委員会
平成28年12月26日	第 3 回策定委員会
平成29年 2 月23日	町議会報告（全員協議会）
平成29年 3 月22日	第 4 回策定委員会
平成29年 3 月29日	第 2 回検討委員会
平成29年 4 月20日	第 3 回検討委員会
平成29年 5 月	県・関係市長意見照会
平成29年 5 月23日	第 5 回策定委員会
平成29年 5 月30日	町議会報告（全員協議会）
平成29年 6 月 5 日～7 月 3 日	パブリックコメント
平成29年 7 月20日	第 4 回検討委員会
平成29年 7 月24日	第 6 回策定委員会
平成29年 7 月24日	町長へ答申
平成29年 8 月17日	都市計画審議会
平成29年 8 月18日	庁議